

協議書（案）

委託者 兵庫県立西はりま特別支援学校長（以下「甲」という。）と受託者
株式会社 代表取締役（以下「乙」という。）との間に兵庫県立
西はりま特別支援学校の児童・生徒の登下校の用に供する通学バスの運行管理業務（以下「委
託業務」という。）の委託を目的とした令和 7 年 4 月 1 日付委託契約について、下記の事項
を定め、甲、乙共に誠実に履行するものとする。

記

- 1 車両の故障等の緊急時の代替車両に係る経費について、以下のとおりとする。
 - (1) 代替車両費（ 型）について、1 日につき 円とする。この金額は、1 日の
み及び連日の初日や最終日、連日の中日全て共通とする。
 - (2) 代替車両での運行 1 日につき令和 7 年 4 月 1 日付委託契約に含まれる人件費（運転員）
円及び燃料費 円を減額する。
 - (3) 代替車両費、人件費（運転員）及び燃料費について、半日利用の場合は、1 (1) (2) に
て定めた額の 1 / 2 とする。
- 2 委託契約金額を変更する時期は、令和 7 年 1 1 月 1 日及び別途協議し、決定した日とす
る。

令和 年 月 日

甲 兵庫県たつの市新宮町光都 1 丁目 3 番 1 号
兵庫県立西はりま特別支援学校長

乙 兵庫県 市 町 番地
株式会社
代表取締役